明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○第二次多数国間投資基金を設定する協定及び第二次多数国間投資基金の管理のための協定の効力発生に関する件（外務五四）　一
○スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約の附属書の改正に関する件（同五五）　七
○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第二条の規定により専修学校の専門課程を認定した件（文部科学二三）　一四
○職業実践専門課程の名称に変更があった件（同二四）　一九
○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第三条の規定により職業実践専門課程としての認定を取り消した件（同二五）　三〇
〔官庁報告〕
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（秋田労働局最低工賃公示一、高知同一）　三三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
型式適合認定関係　六六
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　六九
会社その他
会社決算公告　七五

告示

○外務省告示第五十四号

一　日本国政府は、平成十七年四月九日に沖縄で作成された「第二次多数国間投資基金を設定する協定」の受諾書を平成十八年七月五日に米州開発銀行に寄託していたところ、同協定は、その第五条第一項の規定に従い、平成十九年三月十三日に効力を生じた。

なお、同協定の締約国は、平成二十七年一月三十日現在次のとおりである。

アルゼンチン共和国、バハマ国、バルバドス、ベリーズ、ボリビア多民族国、ブラジル連邦共和国、カナダ、チリ共和国、中華人民共和国、コロンビア共和国、コスタリカ共和国、ドミニカ共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、フランス共和国、グアテマラ共和国、ガイアナ共和国、ハイチ共和国、ホンジュラス共和国、イタリア共和国、ジャマイカ、大韓民国、メキシコ合衆国、オランダ王国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、ペルー共和国、ポルトガル共和国、スペイン、スリナム共和国、スウェーデン王国、スイス連邦、トリニダード・トバゴ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国、ウルグアイ東方共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国

二　日本国政府は、平成十七年四月九日に沖縄で作成された「第二次多数国間投資基金の管理のための協定」を平成十七年四月九日に署名していたところ、同協定は、その第六条第一項の規定に従い、平成十九年三月十三日に効力を生じた。

なお、同協定の締約国は、平成二十七年一月三十日現在次のとおりである。

アルゼンチン共和国、バハマ国、バルバドス、ベリーズ、ボリビア多民族国、ブラジル連邦共和国、カナダ、チリ共和国、中華人民共和国、コロンビア共和国、コスタリカ共和国、ドミニカ共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、フランス共和国、グアテマラ共和国、ガイアナ共和国、ハイチ共和国、ホンジュラス共和国、イタリア共和国、ジャマイカ、大韓民国、メキシコ合衆国、オランダ王国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、ペルー共和国、ポルトガル共和国、スペイン、スリナム共和国、スウェーデン王国、スイス連邦、トリニダード・トバゴ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国、ウルグアイ東方共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国

平成二十七年二月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

（訳文）

第二次多数国間投資基金を設定する協定

多数国間投資基金（以下「第一次ＭＩＦ」という。）は、千九百九十二年二月十一日に作成された多数国間投資基金を設定する協定（以下「第一次ＭＩＦ設定協定」という。）によって設置されたので、

第一次ＭＩＦ設定協定は、第一次ＭＩＦ設定協定第五条第二項の規定に基づき、二千七年十二月三十一日まで有効期間を更新したので、

第一次ＭＩＦ設定協定に参加した拠出国及び第二次多数国間投資基金を設定する協定（以下「第二次ＭＩＦ設定協定」という。）の付表Ａに掲げる拠出予定国（以下「拠出予定国」という。）は、ラテン・アメリカ及びカリブ地域において、経済成長及び貧困の減少を支援するため、民間投資を増加し、民間部門の発展を促進し、企業の経済活動のための環境を改善し、並びに零細企業及び小企業を支援するための効果的な取組方法を発達させることが必要であることを認め、二千七年十二月三十一日後も第一次ＭＩＦの活動の継続を確保し、並びに第一次ＭＩＦの資産及び債務を引き継ぐ強化された多数国間投資基金（以下「第二次ＭＩＦ」という。）を米州開発銀行（以下「銀行」という。）に設定するための措置をとることを希望するので、